

防災基本計画修正

新旧対照表 (案)

令和 4 年 月

第1編 総則

修正前	修正後
<p>第1編 総則 (略)</p> <p>第4章 防災計画の効果的推進等 (略)</p> <p>第2節 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等</p> <p>○国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、令和2年度に策定した防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による国土強靱化の取り組みの更なる加速化・深化を踏まえつつ、引き続き、国土強靱化基本計画に基づき、安全、安心かつ災害に屈しない国土づくりをオールジャパンで強力に進めていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第11条においては、国の計画は、国土強靱化に関する部分は国土強靱化基本計画を基本とするとされており、国、指定公共機関及び地方公共団体は、国土強靱化に関する部分については、国土強靱化基本計画の基本目標である、</p> <p>① 人命の保護が最大限図られる</p> <p>② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される</p> <p>③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化</p> <p>④ 迅速な復旧・復興</p> <p>を踏まえ、防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。</p> <p>第3節 防災計画以外の計画との整合性の確保等 (略)</p> <p>2 個別法に基づく防災業務計画及び地域防災計画への記載事項 (略)</p> <p>(1) 防災業務計画及び地域防災計画に記載すべき事項 (略)</p> <p>・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第6条第1項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設の整備等に関する事項 (略)</p>	<p>第1編 総則 (略)</p> <p>第4章 防災計画の効果的推進等 (略)</p> <p>第2節 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等</p> <p>○国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、令和2年度に策定した防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による国土強靱化の取り組みの更なる加速化・深化を踏まえつつ、引き続き、国土強靱化基本計画に基づき、安全、安心かつ災害に屈しない国土づくりをオールジャパンで強力に進めていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害<u>(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)</u>も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第11条においては、国の計画は、国土強靱化に関する部分は国土強靱化基本計画を基本とするとされており、国、指定公共機関及び地方公共団体は、国土強靱化に関する部分については、国土強靱化基本計画の基本目標である、</p> <p>① 人命の保護が最大限図られる</p> <p>② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される</p> <p>③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化</p> <p>④ 迅速な復旧・復興</p> <p>を踏まえ、防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。</p> <p>第3節 防災計画以外の計画との整合性の確保等 (略)</p> <p>2 個別法に基づく防災業務計画及び地域防災計画への記載事項 (略)</p> <p>(1) 防災業務計画及び地域防災計画に記載すべき事項 (略)</p> <p>・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第1項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設の整備等に関する事項 (略)</p>

第2編 各災害に共通する対策編（第1章 災害予防）

修正前	修正後
<p>第2編 各災害に共通する対策編 第1章 災害予防 第1節 災害に強い国づくり，まちづくり （略） 2 災害に強いまちづくり (1) 災害に強いまちの形成 （略） （移設・修正） （略） (3) ライフライン施設の機能の確保 （略） （新設） （略） 第3節 国民の防災活動の促進 （略） 2 防災知識の普及，訓練 (1) 防災知識の普及 （略） （新設） （略） 3 国民の防災活動の環境整備 （略） (2) 防災ボランティア活動の環境整備 （略） ○国〔内閣府，消防庁，文部科学省，厚生労働省等〕及び市町村（都道府県）は，防災ボランティアの活動環境として，行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し，平常時の登録，研修や訓練の制度，災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制，防災ボランティア活動の拠点の確保，活動上の安全確保，被災者ニ</p>	<p>第2編 各災害に共通する対策編 第1章 災害予防 第1節 災害に強い国づくり，まちづくり （略） 2 災害に強いまちづくり (1) 災害に強いまちの形成 （略） <u>○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，緊急輸送ルート</u>の確保を早期に確実に図るため，空港，港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化，ネットワーク機能の向上，道路防災対策等を通じて，強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また，避難路，緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について，災害時の交通の確保を図るため，必要に応じて，区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに，国〔経済産業省，総務省〕が促進する一般送配電事業者，電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ，無電柱化の促進を図るものとする。 （略） (3) ライフライン施設の機能の確保 （略） <u>○国〔経済産業省〕は，災害による電柱倒壊に伴う長期停電を防止し，電力を安定供給するため，一般送配電事業者における無電柱化の促進を図るものとする。</u> （略） 第3節 国民の防災活動の促進 （略） 2 防災知識の普及，訓練 (1) 防災知識の普及 （略） <u>○国〔消防庁，文部科学省〕及び市町村（都道府県）は，学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</u> （略） 3 国民の防災活動の環境整備 （略） (2) 防災ボランティア活動の環境整備 （略） ○国〔内閣府，消防庁，文部科学省，厚生労働省等〕及び市町村（都道府県）は，防災ボランティアの活動環境として，行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し，平常時の登録，<u>ボランティア活動や避難所運営等に関する</u>研修や訓練の制度，災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制，防災ボランティア活動の拠点の確保，活動上の安全確保，被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推</p>

第2編 各災害に共通する対策編（第1章 災害予防）

修正前	修正後
<p>ーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p>	<p>進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p>	<p>第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>○国〔内閣府〕は、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」等の取組を通じて、地方公共団体等のニーズと民間企業等が持つ先進技術とのマッチング支援等を行うことにより、地方公共団体等の災害対応における先進技術の導入を促進するものとする。</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>○国〔国土交通省等〕、地方公共団体等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p>	<p>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p>
<p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備</p>	<p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>○国〔内閣府等〕、公共機関及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（総合防災情報システム及びS I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management））に集約できるよう努めるものとする。</p>	<p>○国〔内閣府等〕、公共機関及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（総合防災情報システム及びS I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management））に集約できるよう努めるものとする。<u>また、国〔内閣府等〕は、これらのシステムの役割やあり方を整理の上、防災情報の集約、地図情報への加工、災害対応機関への提供等を可能とする新たなシステムの構築を含め、防災情報のデータ連携のための環境整備を図るものとする。</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>○都道府県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(2) 情報の分析整理</p>	<p>(2) 情報の分析整理</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>○国、地方公共団体等は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。国等は、これらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努めるものとする。また、国、地方公共団体等は、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図</p>	<p>○国、地方公共団体等は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。国等は、これらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努めるものとする。また、国、地方公共団体等は、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図</p>

修正前	修正後
<p>るものとし、国〔国土地理院〕は、複数の災害リスク情報等を一元的かつわかりやすく表示・提供できるシステムを構築するとともに、関係機関と連携して情報の充実に努めるものとする。さらに、国〔内閣府〕は、関係機関の協力を得て、それらの情報の共有及び利活用に係るルール等を作成し、必要に応じて見直しを図るとともに、個別の情報毎に、関係機関間での共有及び利活用に向けた調整・検討を関係機関と行うものとする。その際、AI、ビッグデータ、宇宙技術等の活用も併せて検討するものとする。</p>	<p>るものとし、国〔国土地理院〕は、複数の災害リスク情報等を一元的かつわかりやすく表示・提供できるシステムを構築するとともに、<u>避難所等に関する統一的な地理空間情報を整備し</u>、関係機関と連携して情報の充実に努めるものとする。さらに、国〔内閣府〕は、関係機関の協力を得て、それらの情報の共有及び利活用に係るルール等を作成し、必要に応じて見直しを図るとともに、個別の情報毎に、関係機関間での共有及び利活用に向けた調整・検討を関係機関と行うものとする。その際、AI、ビッグデータ、宇宙技術等の活用も併せて検討するものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(3) 通信手段の確保</p>	<p>(3) 通信手段の確保</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>○国、地方公共団体等は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点について十分考慮するものとする。</p>	<p>○国、地方公共団体等は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点について十分考慮するものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>・携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮すること。</p>	<p>・携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、<u>公共安全LTE（PS-LTE）</u>、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮すること。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(5) 防災関係機関相互の連携体制</p>	<p>(5) 防災関係機関相互の連携体制</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>○国〔総務省〕は、大規模災害からの復旧・復興を円滑に進めるため、地方公共団体に対して、復旧・復興支援技術職員派遣制度の周知や、中長期派遣可能な技術職員の登録の呼びかけ等を行うものとする。</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(8) 防災中枢機能等の確保、充実</p>	<p>(8) 防災中枢機能等の確保、充実</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>○国、公共機関、地方公共団体及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。</p>	<p>○国、公共機関、地方公共団体及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、<u>再生可能エネルギー等の</u>代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>4 複合災害対策関係</p>	<p>4 複合災害対策関係</p>
<p>○国、地方公共団体等の防災関係機関は、複合災害<u>（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が</u></p>	<p>○国、地方公共団体等の防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。</p>

修正前	修正後
<p><u>困難になる事象</u>の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 救助・救急、医療及び消火活動関係</p> <p>(略)</p> <p>(1) 救助・救急活動関係</p> <p>(略)</p> <p>○救助・救急関係省庁及び地方公共団体は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、<u>必要に応じ</u>情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。</p> <p>○救助・救急関係省庁、地方公共団体及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>7 避難の受入れ及び情報提供活動関係</p> <p>(略)</p> <p>(3) 指定避難所等</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>11 災害復旧・復興への備え</p> <p>(1) 災害廃棄物の発生への対応</p>	<p>(略)</p> <p>5 救助・救急、医療及び消火活動関係</p> <p>(略)</p> <p>(1) 救助・救急活動関係</p> <p>(略)</p> <p>○救助・救急関係省庁及び地方公共団体は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、<u>平時から</u>情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。</p> <p>○救助・救急関係省庁、地方公共団体及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、<u>「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め</u>、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>7 避難の受入れ及び情報提供活動関係</p> <p>(略)</p> <p>(3) 指定避難所等</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、<u>医療的ケアを必要とする者</u>等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。<u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。<u>また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、<u>NPO・ボランティア</u>等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>11 災害復旧・復興への備え</p> <p>(1) 災害廃棄物の発生への対応</p>

第2編 各災害に共通する対策編（第1章 災害予防）

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>○国〔環境省〕及び地方公共団体は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。また、国〔環境省〕は、地方公共団体による災害廃棄物対策が強化されるよう、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）<u>の整備や、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会</u>等による人的支援・人材育成に努めるものとする。</p> <p>○国〔環境省〕及び地方公共団体は、災害廃棄物に関する情報、D.Waste-Net <u>や</u>地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>○国〔環境省〕及び地方公共団体は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。また、国〔環境省〕は、地方公共団体による災害廃棄物対策が強化されるよう、<u>地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会</u>、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、<u>災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）</u>等による人的支援・人材育成に努めるものとする。</p> <p>○国〔環境省〕及び地方公共団体は、災害廃棄物に関する情報<u>のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、</u>地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>

第2編 各災害に共通する対策編（第2章 災害応急対策）

修正前	修正後
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>(略)</p> <p>2 住民等の避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>○指定行政機関〔国土交通省、気象庁等〕、指定地方行政機関及び都道府県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、都道府県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>(略)</p> <p>2 住民等の避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>○指定行政機関〔国土交通省、気象庁等〕、指定地方行政機関及び都道府県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、都道府県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。<u>さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡</p> <p>(略)</p> <p><u>○市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u></p>

修正前	修正後
<p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>○国〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁、国土交通省等〕、指定公共機関等は、必要に応じ、自らもヘリコプターや無人航空機、各種通信手段の活用等により、被害の第一次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに把握し、指定公共機関にあっては直接又は指定行政機関を通じ、官邸〔内閣官房〕及び内閣府（事故災害においては安全規制担当省庁。以下本節中同じ。）に連絡する。官邸〔内閣官房〕及び内閣府は、被害規模を迅速に把握するとともに、当該情報を速やかに関係機関に連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>6 国における活動体制</p> <p>(略)</p> <p>(10) 被災者生活・生業再建支援チームの開催</p> <p>○国〔内閣官房〕は、非常災害対策本部 又は緊急災害対策本部が設置された場合、若しくはこれらに準ずる政府の初動体制が確立された際に必要があると認められる場合には、被災者の生活や生業の再建を迅速・円滑に支援することを目的に、関係省庁で構成される被災者生活・生業再建支援チームを開催し、関係機関と連携して対応にあたるものとする。</p> <p>(11) 自衛隊の災害派遣</p> <p>(略)</p> <p>○自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の捜索救助、水防活動、消防活動（空中消火を含む。）、道路又は水路の啓開、応急医療・救護・防疫、人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水、救援物資の無償貸与又は譲与、危険物の保安及び除去等とする。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>(略)</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(略)</p> <p>(6) 部隊間の活動調整</p> <p>○国〔警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省〕は、警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊がそれぞれ連携を図りながら円滑かつ効果的に救助・救急、消火活動等を行えるよう、政府本部、現地対策本部のほか、被災都道府県及び被災市町村の災害対策本部において、活動調整会議等により、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報</p>	<p>○都道府県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁、国土交通省、林野庁等〕、指定公共機関等は、必要に応じ、自らもヘリコプターや無人航空機、各種通信手段の活用等により、被害の第一次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに把握し、指定公共機関にあっては直接又は指定行政機関を通じ、官邸〔内閣官房〕及び内閣府（事故災害においては安全規制担当省庁。以下本節中同じ。）に連絡する。官邸〔内閣官房〕及び内閣府は、被害規模を迅速に把握するとともに、当該情報を速やかに関係機関に連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>6 国における活動体制</p> <p>(略)</p> <p>(10) 被災者生活・生業再建支援チームの開催</p> <p>○国〔内閣官房〕は、非常災害対策本部 若しくは緊急災害対策本部が設置された場合、又はこれらに準ずる政府の初動体制が確立された際に必要があると認められる場合には、被災者の生活や生業の再建を迅速・円滑に支援することを目的に、関係省庁で構成される被災者生活・生業再建支援チームを開催し、関係機関と連携して対応にあたるものとする。</p> <p>(11) 自衛隊の災害派遣</p> <p>(略)</p> <p>○自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の捜索救助、水防活動、消防活動（空中消火を含む。）、道路又は水路の啓開、応急医療・救護・防疫、人員及び物資の緊急輸送、給食及び給水、入浴支援、救援物資の無償貸与又は譲与、危険物の保安及び除去等とする。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>(略)</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(略)</p> <p>(6) 部隊間の活動調整</p> <p>○国〔警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省〕は、警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊がそれぞれ連携を図りながら円滑かつ効果的に救助・救急、消火活動等を行えるよう、政府本部、現地対策本部のほか、被災都道府県及び被災市町村の災害対策本部において、活動調整会議等により、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報</p>

修正前	修正後
<p>（要救助者の発見場所，行方不明者の特定に資する情報，燃料補給の確保状況等）の共有及び調整を行うものとする。</p>	<p>（要救助者の発見場所，行方不明者の特定に資する情報，<u>安全確保に資する情報</u>，燃料補給の確保状況等）の共有<u>や活動方針等の</u>調整を行うものとする。</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>4 航空機の運用調整等</p>	<p>4 航空機の運用調整等</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>○都道府県は，航空機を最も有効適切に活用するため，情報収集，救助・救急，消火，医療等の各種活動のための航空機の運用に関し，災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し，現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。</p>	<p>○都道府県は，航空機を最も有効適切に活用するため，情報収集，救助・救急，消火，医療等の各種活動のための航空機<u>及び無人航空機</u>の運用に関し，災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し，現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>○航空運用調整班は，災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため，必要に応じて，国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また，同空域が指定された際には，指定公共機関，報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</u></p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第6節 避難の受入れ及び情報提供活動</p>	<p>第6節 避難の受入れ及び情報提供活動</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>3 指定避難所等</p>	<p>3 指定避難所等</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>(2) 指定避難所の運営管理等</p>	<p>(2) 指定避難所の運営管理等</p>
<p>○市町村は，各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際，指定避難所における正確な情報の伝達，食料，飲料水等の配布，清掃等については，避難者，住民，自主防災組織，避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに，必要に応じ，他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また，市町村は，指定避難所の運営に関し，役割分担を明確化し，避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ，避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう，その立ち上げを支援するものとする。</p>	<p>○市町村は，各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際，指定避難所における正確な情報の伝達，食料，飲料水等の配布，清掃等については，避難者，住民，自主防災組織，避難所運営について専門性を有した<u>NPO・ボランティア等の</u>外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに，必要に応じ，他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また，市町村は，指定避難所の運営に関し，役割分担を明確化し，避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ，避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう，その立ち上げを支援するものとする。</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第7節 物資の調達，供給活動</p>	<p>第7節 物資の調達，供給活動</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>(2) 地方公共団体による物資の調達，供給</p>	<p>(2) 地方公共団体による物資の調達，供給</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>○被災地方公共団体は，避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施，食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

修正前	修正後
<p>第3章 災害復旧・復興 （略）</p> <p>第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定 （略）</p> <p>○被災地方公共団体は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。</p> <p>第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>1 被災施設の復旧等 （略） （新設）</p> <p>（略）</p> <p>第3節 計画的復興の進め方 （略）</p> <p>2 防災まちづくり （略）</p> <p>○国〔厚生労働省〕は、被災地域の復旧・復興工事（第2節の復旧工事等を含む。）における労働災害、石綿等の粉じん<u>障害等の職業性疾病等</u>の防止を始めとした安全衛生対策を推進するため、労働基準監督署において必要な指導等を行うほか、新規就労者に対する安全衛生教育の実施、工事現場の巡回指導等の必要な安全衛生確保対策を講じるとともに、労働者の健康管理に特段の配慮を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第4節 被災者等の生活再建等の支援 （略）</p> <p>○国〔内閣府〕は、被災者台帳の作成や罹災証明書の発行、被災者生活再建支援金等の被災者支援に係る手続が円滑に行われるよう、地方公共団体に対し、デジタル化や先進技術の導入に必要な環境整備を行うものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>第3章 災害復旧・復興 （略）</p> <p>第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定 （略）</p> <p>○被災地方公共団体は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。<u>特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</u></p> <p>第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>1 被災施設の復旧等 （略）</p> <p><u>○国〔林野庁〕は、特定大規模災害等を受けた都道府県における災害復旧事業等に関する工事について、当該都道府県の知事から要請があり、かつ当該都道府県の工事の実施体制等を勘案して、当該都道府県に代わって行うことが適当と認められるときは、当該都道府県に代わって工事を行うことができる制度により、支援を行う。</u></p> <p>（略）</p> <p>第3節 計画的復興の進め方 （略）</p> <p>2 防災まちづくり （略）</p> <p>○国〔厚生労働省〕は、被災地域の復旧・復興工事（第2節の復旧工事等を含む。）における労働災害、石綿等の粉じん<u>による</u>職業性疾病の防止を始めとした安全衛生対策を推進するため、労働基準監督署において必要な指導等を行うほか、新規就労者に対する安全衛生教育の実施、工事現場の巡回指導等の必要な安全衛生確保対策を講じるとともに、労働者の健康管理に特段の配慮を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第4節 被災者等の生活再建等の支援 （略）</p> <p>○国〔内閣府〕は、<u>避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成・更新、避難所や避難者の情報管理に係る手続のほか、</u>被災者台帳の作成や罹災証明書の発行、被災者生活再建支援金等の被災者支援に係る手続が円滑に行われるよう、地方公共団体に対し、デジタル化や先進技術の導入に必要な環境整備を行うものとする。</p> <p>（略）</p>

第3編 地震災害対策編（第1章 災害予防）

修正前	修正後
<p>第3編 地震災害対策編 第1章 災害予防 （略） 第2節 地震に強い国づくり，まちづくり （略） 3 地震に強いまちづくり （1）地震に強い都市構造の形成 （略） <u>○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、緊急輸送ルート</u>の確保を早期に確実に図るため、<u>主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。</u>また、<u>避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。</u> （略） （2）建築物の安全化 （略） ○国〔海上保安庁〕は、<u>航路標識の整備・老朽化対策を行うとともに、発災時に航路標識の機能を維持するため、海水浸入防止対策及び予備電源設備の整備</u>を推進するものとする。 （略） 第3節 国民の防災活動の促進 （略） 2 防災知識の普及，訓練 （1）防災知識の普及 （略） ○国〔内閣府，気象庁等〕及び地方公共団体は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度，震源，マグニチュード，地震活動の状況等），東海地震に関連する情報等の解説に努め，報道機関等の協力を得て，国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。 （略） 第4節 地震災害及び地震防災対策に関する研究及び観測等の推進 （1）地震災害及び地震防災対策に関する研究の推進 （略） ○地震調査研究推進本部は、地震に関する調査<u>研究計画を立案し、調査研究予算等の事務の調整</u>を行うものとする。また、関係行政機関及び大学の調査結果等を<u>一元的に収集するとともに、整理、分析し、総合的な評価を行い、これに基づき広報を行うものとする。</u></p>	<p>第3編 地震災害対策編 第1章 災害予防 （略） 第2節 地震に強い国づくり，まちづくり （略） 3 地震に強いまちづくり （1）地震に強い都市構造の形成 （略） （移設） （略） （2）建築物の安全化 （略） ○国〔海上保安庁〕は、<u>船舶交通の安全を確保し、海上輸送による人流・物流の途絶を防止するため、航路標識の老朽化等対策を行うとともに、海水浸入防止対策、電源喪失対策等の耐災害性強化対策</u>を推進するものとする。 （略） 第3節 国民の防災活動の促進 （略） 2 防災知識の普及，訓練 （1）防災知識の普及 （略） ○国〔内閣府，気象庁等〕及び地方公共団体は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度，震源，マグニチュード，地震活動の状況等），東海地震に関連する情報，<u>南海トラフ地震に関連する情報</u>等の解説に努め，報道機関等の協力を得て，国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。 （略） 第4節 地震災害及び地震防災対策に関する研究及び観測等の推進 （1）地震災害及び地震防災対策に関する研究の推進 （略） ○地震調査研究推進本部は、地震に関する<u>観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策の立案、関係行政機関の地震に関する調査研究予算等の事務の調整、地震に関する総合的な調査観測計画の策定</u>を行うものとする。また、<u>地震</u></p>

第3編 地震災害対策編（第1章 災害予防）

修正前	修正後
(略)	に関する観測、 <u>測量</u> 、 <u>調査又は研究を行う</u> 関係行政機関、 <u>大学等</u> の調査結果等を収集・ <u>整理</u> ・ <u>分析の上</u> 、総合的な評価を行い、これに基づき広報を行うものとする。 (略)

第3編 地震災害対策編（第3章 災害復旧・復興）

修正前			修正後		
第3章 災害復旧・復興 (略) 別表（第2章関係）			第3章 災害復旧・復興 (略) 別表（第2章関係）		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定，令和 <u>2</u> 年5月改定）	・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定）	(略)	・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定，令和 <u>3</u> 年5月改定）	・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定， <u>令和3年5月改定</u> ）

第4編 津波災害対策編（第1章 災害予防）

修正前	修正後
<p>第4編 津波災害対策編 第1章 災害予防 （略） 第2節 津波に強い国づくり，まちづくり 1 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方 （略） （新設） （略） 3 津波に強いまちづくり （1）津波に強いまちの形成 （略） <u>○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため，主要な市街地等と高速道路のアクセス強化，ネットワーク機能の向上，道路情報ネットワークシステム，道路防災対策等を通じて安全性，信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また，避難路，緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について，災害時の交通の確保を図るため，必要に応じて，区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに，無電柱化の促進を図るものとする。</u> （2）避難関連施設の整備 （略） （新設） （略） 第4節 津波災害及び津波防災対策に関する研究及び観測等の推進 （1）津波災害及び津波防災対策に関する研究の推進 （略） ○地震調査研究推進本部は，津波に関する<u>調査研究計画を立案し，調査研究予算等の事務の調整を行うものとする。また，関係行政機関及び大学の調査結果等を一元的に収集するとともに，整理，分析し，総合的な評価を行い，これに基づき広報を行うものとする。</u> （略） 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え （略） 1 災害発生直前対策関係 （1）津波警報等の発表及び伝達 （略） ○市町村は，津波災害に対する住民の警戒避難体制として，津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし<u>た</u>具体的な避難指示の発令基準を設</p>	<p>第4編 津波災害対策編 第1章 災害予防 （略） 第2節 津波に強い国づくり，まちづくり 1 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方 （略） <u>○津波に関する防災教育，訓練，津波からの避難の確保等を効果的に実施するため，津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。</u> （略） 3 津波に強いまちづくり （1）津波に強いまちの形成 （略） （移設） （2）避難関連施設の整備 （略） <u>○国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は，地域の特性に応じた避難施設，避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。</u> （略） 第4節 津波災害及び津波防災対策に関する研究及び観測等の推進 （1）津波災害及び津波防災対策に関する研究の推進 （略） ○地震調査研究推進本部は，<u>関係行政機関の津波に関する調査研究予算等の事務の調整，津波に関する総合的な調査観測計画の策定</u>を行うものとする。また，<u>津波に関する観測，測量，調査又は研究を行う関係行政機関，大学等</u>の調査結果等を収集・整理・分析の上，総合的な評価を行い，これに基づき広報を行うものとする。 （略） 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え （略） 1 災害発生直前対策関係 （1）津波警報等の発表及び伝達 （略） ○市町村は，津波災害に対する住民の警戒避難体制として，津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし，<u>津波警報等で発表される津波高に</u></p>

第4編 津波災害対策編（第1章 災害予防）

修正前	修正後
<p>定するものとする。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う都道府県や国〔気象庁等〕との連携に努めるものとする。都道府県及び国〔内閣府、消防庁、気象庁等〕は、市町村による発令基準の策定や見直しを支援するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><u>応じた発令対象区域を定めるなど</u>、具体的な避難指示の発令基準を設定するものとする。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う都道府県や国〔気象庁等〕との連携に努めるものとする。都道府県及び国〔内閣府、消防庁、気象庁等〕は、市町村による発令基準の策定や見直しを支援するものとする。なお、<u>市町村は</u>、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。</p> <p>(略)</p>

第4編 津波災害対策編（第2章 災害応急対策）

修正前	修正後
<p>第2章 災害応急対策 (略) 第1節 災害発生直前の対策 1 津波警報等の伝達 (略) (新設)</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 災害応急対策 (略) 第1節 災害発生直前の対策 1 津波警報等の伝達 (略) <u>○国〔気象庁〕は、海外で大規模噴火が発生した場合や、大規模噴火後に日本へ津波の伝わる経路上にある海外の津波観測点で潮位変化が観測された場合には、日本においても潮位変化が観測される可能性がある旨を周知するものとする。</u></p> <p>(略)</p>

第4編 津波災害対策編（第3章 災害復旧・復興）

修正前	修正後								
<p>第3章 災害復旧・復興 (略) 別表（第2章関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 50%;"> ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定，令和<u>2</u>年5月改定） </td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定，令和 <u>2</u> 年5月改定）	<p>第3章 災害復旧・復興 (略) 別表（第2章関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 50%;"> ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定，令和<u>3</u>年5月改定） </td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定，令和 <u>3</u> 年5月改定）
(略)	(略)								
(略)	・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定，令和 <u>2</u> 年5月改定）								
(略)	(略)								
(略)	・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定，令和 <u>3</u> 年5月改定）								

修正前	修正後
<p>第5編 風水害対策編 第1章 災害予防 第1節 風水害に強い国づくり，まちづくり （略） 1 風水害に強い国づくり （略） (3) 風水害に強い国土の形成 （略） ○国〔農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は，風水害に強い国土の形成を図るため，下記の事項に配慮しつつ，治山，治水，海岸保全，急傾斜地崩壊対策，農地防災，下水道，港湾等の事業を総合的，計画的に推進するものとする。 （略） ・台風，集中豪雨等に伴う山地災害に対処する<u>山地治山，地すべり防止施設等</u>の整備を推進する。また，山地災害の発生を防止するため森林の<u>造成及び維持を図る。</u> （略） 2 風水害に強いまちづくり (1) 風水害に強いまちの形成 ○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下，有識者の意見を踏まえ，豪雨，洪水，高潮，土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に，豪雨や洪水のリスク評価に際しては，浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また，地方公共団体は，<u>前述</u>の評価を踏まえ，防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。 （略） （新設） （新設） （新設）</p>	<p>第5編 風水害対策編 第1章 災害予防 第1節 風水害に強い国づくり，まちづくり （略） 1 風水害に強い国づくり （略） (3) 風水害に強い国土の形成 （略） ○国〔農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は，風水害に強い国土の形成を図るため，下記の事項に配慮しつつ，治山，治水，海岸保全，急傾斜地崩壊対策，農地防災，下水道，港湾等の事業を総合的，計画的に推進するものとする。 （略） ・台風，集中豪雨等に伴う山地災害に対処する<u>治山施設の整備等のハード対策と，山地災害危険地区に係る監視体制の強化，情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。</u>また，山地災害の発生を防止するため，<u>森林の整備・保全を推進する。</u> （略） 2 風水害に強いまちづくり (1) 風水害に強いまちの形成 ○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下，有識者の意見を踏まえ，豪雨，洪水，高潮，土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。<u>特に，豪雨や洪水のリスク評価に際しては，浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。</u>また，地方公共団体は，<u>これらの</u>評価を踏まえ，防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。 （略） <u>○国〔国土交通省，農林水産省，林野庁〕は，盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえ，都道府県等が行う人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査，及び崩落の危険が確認された盛土に対する撤去，擁壁設置等の対策を支援するものとする。</u> <u>○国〔環境省〕は，盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえ，都道府県等が行う人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれがある盛土のうち，産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土に関する詳細調査，及び崩落の危険があり，かつ産業廃棄物の不法投棄等が確認された盛土に対する支障除去等の対策を支援するものとする。</u> <u>○地方公共団体は，盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ，危険が確認された盛土について，各法令に基づき，速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。</u>また，都道府県は，当該盛土について，対策が完了するまでの間に，市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には，適切な助言や支援を行うものとする。</p>

修正前	修正後
<p><u>○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。</u></p>	<p>(移設)</p>
<p>(略)</p> <p>○国〔農林水産省、国土交通省〕及び地方公共団体は、下記の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>○国〔農林水産省、国土交通省〕及び地方公共団体は、下記の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。</p>
<p>(略)</p> <p>・国〔農林水産省〕及び地方公共団体は、<u>山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。さらに、国〔農林水産省〕は、森林の有する災害防止機能に関する調査・研究等を推進するものとする。</u></p>	<p>(略)</p> <p>・国〔農林水産省〕及び地方公共団体は、<u>山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。</u></p>
<p>(略)</p> <p>・国〔国土交通省〕及び港湾管理者は、<u>港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進するものとする。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(移設)</p>
<p>(略)</p> <p>(2) 風水害に対する建築物の安全性の確保</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 風水害に対する建築物の安全性の確保</p>
<p>(略)</p> <p>○国〔海上保安庁〕は、<u>航路標識の整備・老朽化対策を行うとともに、発災時に航路標識の機能を維持するため、海水浸入防止対策及び予備電源設備の整備</u>を推進するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>○国〔海上保安庁〕は、<u>船舶交通の安全を確保し、海上輸送による人流・物流の途絶を防止するため、航路標識の老朽化等対策を行うとともに、海水浸入防止対策、電源喪失対策等の耐災害性強化対策</u>を推進するものとする。</p>
<p>(略)</p> <p>第3節 風水害及び風水害対策に関する研究及び観測等の推進</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第3節 風水害及び風水害対策に関する研究及び観測等の推進</p> <p>(略)</p>
<p>(2) 予測、観測の充実・強化等</p>	<p>(2) 予測、観測の充実・強化等</p>
<p>○国〔国土交通省、気象庁〕及び地方公共団体は、雨量、水位等の観測体制、施設の充実・強化等を図るものとする。</p>	<p>○国〔国土交通省、気象庁〕及び地方公共団体は、雨量、<u>水蒸気</u>、水位等の観測体制、施設の充実・強化等を図るものとする。</p>
<p>○国〔気象庁〕は、気象予測の高度化を図る。特に、降水短時間予報等時間的・地域的に細分化した大雨予測技術や竜巻等突風予測技術の精度向上を行うものとする。また、災害をもたらす可能性がある自然現象に関する情報を早い段階から分かりやすい形で提供することに努めるものとする。</p>	<p>○国〔気象庁〕は、気象予測の高度化を図る。特に、降水短時間予報等時間的・地域的に細分化した大雨予測技術や竜巻等突風予測技術の精度向上を行うものとする。また、<u>線状降水帯等</u>の災害をもたらす可能性がある自然現象に関する情報を早い段階から分かりやすい形で提供することに努めるものとする。</p>

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>(略)</p> <p>○水災については、<u>複合的な災害にも多層的に備え</u>，社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として，国〔国土交通大臣〕及び都道府県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」，「都道府県大規模氾濫減災協議会」等を活用し，国，地方公共団体，河川管理者，水防管理者に加え，公共交通事業者，メディア関係者，利水ダム管理者等の<u>多様な関係者</u>で，密接な連携体制を構築するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>1 災害発生直前対策関係</p> <p>(略)</p> <p>(2) 住民の避難誘導體制</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は，水防団等と協議し，災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し，訓練を行うものとする。なお，避難時の周囲の状況等により，屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは，「<u>屋内安全確保</u>」の<u>安全確保措置</u>を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害未然防止活動</p> <p>(略)</p> <p>○国〔海上保安庁〕は，走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域等において，監視体制の強化を図るとともに，必要に応じて，巡視船艇による指導，船舶交通の規制を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>○国〔気象庁〕は，台風，前線の活動，集中豪雨，竜巻等突風等に係る動向を観測し，気象，高潮，波浪，洪水の警報等，台風，大雨，竜巻等突風の現象に関する情報等を迅速かつ確実に発表するための体制及び施設・設備の充実を図るものとする。また，台風等による高潮の常時監視・観測を行う体制及び施設，設備の充実を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>(略)</p> <p>○水災については，<u>気候変動による影響を踏まえ</u>，社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として，国〔国土交通大臣〕及び都道府県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」，「都道府県大規模氾濫減災協議会」，<u>「流域治水協議会」</u>等を活用し，国，地方公共団体，河川管理者，水防管理者に加え，公共交通事業者，メディア関係者，利水ダム管理者等の<u>集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し</u>，<u>「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>1 災害発生直前対策関係</p> <p>(略)</p> <p>(2) 住民の避難誘導體制</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は，水防団等と協議し，災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し，訓練を行うものとする。なお，避難時の周囲の状況等により，屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは，「<u>緊急安全確保</u>」を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害未然防止活動</p> <p>(略)</p> <p>○国〔海上保安庁〕は，走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域等において，監視体制の強化を図るとともに，必要に応じて，巡視船艇による指導，船舶交通の規制を行うものとする。<u>さらに，三大湾等において，異常気象等により船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合には，船舶に対し湾外等の安全な海域への避難勧告等の船舶交通の規制を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>○国〔気象庁〕は，台風，前線の活動，集中豪雨，<u>線状降水帯</u>，竜巻等突風等に係る動向を観測し，気象，高潮，波浪，洪水の警報等，台風，大雨，<u>線状降水帯</u>，竜巻等突風の現象に関する情報等を迅速かつ確実に発表するための体制及び施設・設備の充実を図るものとする。また，台風等による高潮の常時監視・観測を行う体制及び施設，設備の充実を図るものとする。</p> <p>(略)</p>

第5編 風水害対策編（第2章 災害応急対策）

修正前	修正後
<p>第2章 災害応急対策 （略）</p> <p>第1節 災害発生直前の対策 （略）</p> <p>2 住民等の避難誘導 （略）</p> <p><u>○市町村は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。</u></p> <p>（略）</p>	<p>第2章 災害応急対策 （略）</p> <p>第1節 災害発生直前の対策 （略）</p> <p>2 住民等の避難誘導 （略）</p> <p>（削除）</p> <p>（略）</p>

第6編 火山災害対策編（第1章 災害予防）

修正前	修正後
<p>第6編 火山災害対策編 第1章 災害予防 （略） 第2節 火山災害に強い国づくり，まちづくり （略） 2 火山災害に強いまちづくり (1) 火山災害に強いまちの形成 （略） <u>○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。</u> （略） 第3節 国民の防災活動の促進 （略） 2 防災知識の普及，訓練 (1) 防災知識の普及 （略） （新設） （略） ○国〔気象庁〕は、登山者や旅行者が活火山に訪れる際に、事前にその火山の活動状況について情報を得た上で、登山するかどうか自ら判断することができるよう、<u>噴火警報・予報（噴火警戒レベルを含む。）、臨時の解説情報（火山活動の変化を観測した場合に臨時の発表であることを明記して発表する火山の状況に関する解説情報をいう。以下同じ。）、噴火速報等の火山防災情報を、気象庁ホームページ等で分かりやすく発信するものとする。</u> （略） 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え （略） 1 災害発生直前対策関係 （略） (2) 住民，登山者等の避難誘導體制</p>	<p>第6編 火山災害対策編 第1章 災害予防 （略） 第2節 火山災害に強い国づくり，まちづくり （略） 2 火山災害に強いまちづくり (1) 火山災害に強いまちの形成 （略） （移設） （略） 第3節 国民の防災活動の促進 （略） 2 防災知識の普及，訓練 (1) 防災知識の普及 （略） <u>○国〔内閣府，気象庁等〕は、火山に関する情報を住民が容易に理解できるよう、噴火警報・予報（噴火警戒レベルを含む。）、臨時の解説情報（火山活動の変化を観測した場合に臨時の発表であることを明記して発表する火山の状況に関する解説情報をいう。以下同じ。）、噴火速報，降灰予報等の火山防災情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。</u> （略） ○国〔気象庁〕は、登山者や旅行者が活火山に訪れる際に、事前にその火山の活動状況について情報を得た上で、登山するかどうか自ら判断することができるよう、火山防災情報を、気象庁ホームページ等で分かりやすく発信するものとする。 （略） 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え （略） 1 災害発生直前対策関係 （略） (2) 住民，登山者等の避難誘導體制</p>

第6編 火山災害対策編（第1章 災害予防）

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>○地方公共団体は、地域防災計画において定めた警戒避難体制に基づく避難訓練の実施及び日頃から具体的な避難計画等警戒避難体制の内容について住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「<u>屋内安全確保</u>」の<u>安全確保措置</u>を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>○地方公共団体は、地域防災計画において定めた警戒避難体制に基づく避難訓練の実施及び日頃から具体的な避難計画等警戒避難体制の内容について住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「<u>緊急安全確保</u>」を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>(略)</p>

第6編 火山災害対策編（第2章 災害応急対策）

修正前	修正後
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>(略)</p> <p>2 交通の確保</p> <p>(略)</p> <p>(4) 航路等の障害物除去等</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>(略)</p> <p>2 交通の確保</p> <p>(略)</p> <p>(4) 航路等の障害物除去等</p> <p>(略)</p> <p><u>○国〔国土交通省〕は、開発保全航路、緊急確保航路等について、船舶の交通を確保するため、早急に被害状況を把握し、大量かつ広範囲に漂流する軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、政府本部に報告するとともに、軽石の回収を目的とした船舶を活用した軽石除去、建設業者等と連携した除去作業等の応急復旧を行うものとする。</u></p> <p><u>○港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国〔国土交通省、農林水産省〕に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努めるものとする。国〔国土交通省、農林水産省〕は、報告を受けた事項を政府本部に報告する。</u></p> <p>(略)</p>

修正前	修正後
<p>第7編 雪害対策編 第1章 災害予防 第1節 雪害に強い国づくり，まちづくり （略） 2 雪害に強いまちづくり （略） (2) 除雪体制等の整備 （略） ○市町村は，地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに，ボランティア等地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策を講じるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第2節 国民の防災活動の促進 （略） 2 防災知識の普及，訓練 (1) 防災知識の普及 （略） ○市町村は，雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう，除雪作業の危険性と対応策を住民に示し，注意喚起に努めるものとする。国〔国土交通省，消防庁等〕及び都道府県は，事故防止対策について，様々な情報を収集し，市町村等に提供するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え （略） 1 災害発生直前対策関係 （略） (3) 災害未然防止活動 （略） ○道路管理者は集中的な大雪等に備えて，他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して，地域特性や降雪の予測精度を考慮し，地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>第7編 雪害対策編 第1章 災害予防 第1節 雪害に強い国づくり，まちづくり （略） 2 雪害に強いまちづくり （略） (2) 除雪体制等の整備 （略） ○国及び地方公共団体は，地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに，ボランティア等地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策を講じるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第2節 国民の防災活動の促進 （略） 2 防災知識の普及，訓練 (1) 防災知識の普及 （略） ○国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は，雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう，除雪作業の危険性と対応策を住民に示し，注意喚起に努めるものとする。特に，豪雪地帯においては，既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及，克雪に係る技術の開発・普及の促進を図るものとする。また，国〔国土交通省，消防庁等〕及び都道府県は，事故防止対策について，様々な情報を収集し，市町村等に提供するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え （略） 1 災害発生直前対策関係 （略） (3) 災害未然防止活動 （略） (移設)</p> <p>（略）</p>

第7編 雪害対策編（第2章 災害応急対策）

修正前	修正後
<p>第2章 災害応急対策 (略)</p> <p>第1節 災害発生直前の対策 (略)</p> <p>1 雪害に関する警報等の伝達 (略)</p> <p>○国〔国土交通省〕は、<u>自ら又は気象庁を通じて</u>被害を及ぼす可能性のある気象状況等を把握した時は、高速道路事業者と連携して「大雪に対する緊急発表」を発表すること等により、不要・不急の外出を控えることや広域的な迂回等について、速やかに道路利用者等に伝達するものとする。 (略)</p> <p>第4節 救助・救急及び医療活動 (略) (新設)</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 災害応急対策 (略)</p> <p>第1節 災害発生直前の対策 (略)</p> <p>1 雪害に関する警報等の伝達 (略)</p> <p>○国〔国土交通省、<u>気象庁</u>〕は、被害を及ぼす可能性のある気象状況等を把握した時は、高速道路事業者と連携して「大雪に対する緊急発表」を発表すること等により、不要・不急の外出を控えることや広域的な迂回等について、速やかに道路利用者等に伝達するものとする。 (略)</p> <p>第4節 救助・救急及び医療活動 (略)</p> <p><u>○道路管理者及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。</u> (略)</p>

第8編 海上災害対策編（第1章 災害予防）

修正前	修正後
<p>第8編 海上災害対策編 第1章 災害予防 （略） 第2節 船舶の安全な運航の確保 （略） ○国〔海上保安庁〕は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、<u>海上交通情報</u>の提供等の体制の整備を図るものとする。 （略） ○国〔海上保安庁〕は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域等において、監視体制の強化を図るとともに、必要に応じて、巡視船艇による指導、船舶交通の規制を行うものとする。</p> <p>（略） 第5節 海上交通環境の整備 （略） ○国〔海上保安庁〕は、航路標識の<u>整備</u>・老朽化対策を行うものとする。 （略）</p>	<p>第8編 海上災害対策編 第1章 災害予防 （略） 第2節 船舶の安全な運航の確保 （略） ○国〔海上保安庁〕は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、情報提供等の体制の整備を図るものとする。 （略） ○国〔海上保安庁〕は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域等において、監視体制の強化を図るとともに、必要に応じて、巡視船艇による指導、船舶交通の規制を行うものとする。<u>さらに、三大湾等において、異常気象等により船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合には、船舶に対し湾外等の安全な海域への避難勧告等の船舶交通の規制を行うものとする。</u> （略） 第5節 海上交通環境の整備 （略） ○国〔海上保安庁〕は、航路標識の老朽化<u>等</u>対策を行うものとする。 （略）</p>

修正前	修正後
<p>第12編 原子力災害対策編 （略） 第1章 災害予防 （略） 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え （略） 1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係 （略） (3) 通信手段の確保 （略） ○国〔原子力規制委員会，内閣府〕及び原子力事業者は，官邸，緊急時対応センター（原子力規制庁），対策拠点施設，原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等），緊急時対策所及び関係指定公共機関との間の円滑な情報連絡を確保するため，各々の拠点間をつなぐテレビ会議システム及び衛星電話の整備を行うものとする。テレビ会議システムについては，地上回線の途絶に備え，衛星回線による伝送経路の多様化を図るなど，通信の信頼性を確保するものとする。 （略） (7) 防災関係機関相互の連携体制 （略） ○原子力緊急事態宣言発出後における官邸及び緊急時対応センター（原子力規制庁）と現地との連絡については，情報伝達のルートが錯綜することを避ける観点から，原則として原子力施設等における応急措置（以下「オンサイト対応」という。）に関する情報については原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）を通じ，オフサイト対応に関する情報については原子力災害現地対策本部（対策拠点施設）を通じて行うこととする。 （略） (12) <u>公衆</u>の被ばく線量の把握体制の整備 ○国〔原子力規制委員会，環境省〕及び指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は，健康調査・健康相談を適切に行う観点から，<u>公衆</u>の被ばく線量の把握を迅速に行えるよう，モニタリングデータ及び移動（行動）から線量推計を行うためのツール（ソフトウェア）の整備・維持を行うとともに，線量評価要員の確保等，<u>公衆</u>の被ばく線量評価体制を整備するものとする。 ○地方公共団体は，国〔原子力規制委員会，内閣府〕の支援を得て，健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に<u>公衆</u>の被ばく線量の評価・推定を<u>迅速</u>に行えるよう，<u>甲状腺モニタ等の配備・維持管理</u>，測定・評価要員の確保，測定場所の選定，<u>測定場所までの被検査者の移動手段の確保</u>等，<u>公衆</u>の被ばく線量評価体制を整備するものとする。</p>	<p>第12編 原子力災害対策編 （略） 第1章 災害予防 （略） 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え （略） 1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係 （略） (3) 通信手段の確保 （略） ○国〔原子力規制委員会，内閣府〕及び原子力事業者は，官邸，<u>内閣府</u>，緊急時対応センター（原子力規制庁），対策拠点施設，原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等），緊急時対策所及び関係指定公共機関との間の円滑な情報連絡を確保するため，各々の拠点間をつなぐテレビ会議システム及び衛星電話の整備を行うものとする。テレビ会議システムについては，地上回線の途絶に備え，衛星回線による伝送経路の多様化を図るなど，通信の信頼性を確保するものとする。 （略） (7) 防災関係機関相互の連携体制 （略） ○原子力緊急事態宣言発出後における官邸，<u>内閣府</u>及び緊急時対応センター（原子力規制庁）と現地との連絡については，情報伝達のルートが錯綜することを避ける観点から，原則として原子力施設等における応急措置（以下「オンサイト対応」という。）に関する情報については原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）を通じ，オフサイト対応に関する情報については原子力災害現地対策本部（対策拠点施設）を通じて行うこととする。 （略） (12) <u>住民等</u>の被ばく線量の把握体制の整備 ○国〔原子力規制委員会，環境省〕及び指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は，健康調査・健康相談を適切に行う観点から，<u>住民等</u>の被ばく線量の把握を迅速に行えるよう，モニタリングデータ及び移動（行動）から線量推計を行うためのツール（ソフトウェア）の整備・維持を行うとともに，線量評価要員の確保等，<u>住民等</u>の被ばく線量評価体制を整備するものとする。 ○地方公共団体は，国〔原子力規制委員会，内閣府〕の支援や<u>原子力災害医療協力機関，原子力事業者，原子力災害拠点病院，高度被ばく医療支援センター等の協力</u>を得て，健康調査・健康相談を適切に行う観点から，緊急時に<u>甲状腺被ばく線量モニタリング等を対象とする住民等に行い，当該住民等の被ばく線量の評価・推定を適切</u>に行えるよう，<u>必要な資機材（NaI（TI）サーベイメータ，甲状腺モニタ，ホールボ</u></p>

第12編 原子力災害対策編（第1章 災害予防）

修正前	修正後
<p>○国〔原子力規制委員会，内閣府，環境省〕及び指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は，地方公共団体が健康調査・健康相談を適切に行う観点から行う被ばく線量の把握を支援するため，ホールボディカウンタ，甲状腺モニタ等の配備・維持管理，測定・評価要員の確保等を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>5 防災業務関係者の安全確保関係</p> <p>○国〔原子力規制委員会，厚生労働省〕は，<u>緊急時の</u>防災業務関係者の放射線防護に係る基準をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（略）</p> <p>○国及び地方公共団体は，<u>応急対策を行う</u>防災業務関係者の安全確保のための防災資機材をあらかじめ整備するものとする。</p> <p>○国，地方公共団体及び原子力事業者は，<u>応急対策を行う</u>防災業務関係者の安全確保のため，相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>○国，地方公共団体及び原子力事業者は，防災業務関係者に対し，安全確保に関する必要な研修，教育訓練を行うものとする。</p> <p>（略）</p>	<p><u>ディカウンタ等）の確保・整備</u>，測定・評価要員の確保，<u>避難所又はその近傍の適所における</u>測定場所の選定等，<u>住民等</u>の被ばく線量評価体制を整備するものとする。</p> <p>○国〔原子力規制委員会，内閣府，環境省〕及び指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は，地方公共団体が健康調査・健康相談を適切に行う観点から行う被ばく線量の把握を支援するため，<u>NaI（Tl）サーベイメータ</u>，ホールボディカウンタ，甲状腺モニタ等の配備・維持管理，測定・評価要員の確保等を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>5 防災業務関係者の安全確保関係</p> <p>○国〔原子力規制委員会，厚生労働省〕は，<u>緊急事態応急対策を行う</u>防災業務関係者の放射線防護に係る基準をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p><u>○被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は，上述の基準を適用する，又は同基準を参考として，当該防災業務関係者の放射線防護に係る指標をあらかじめ定めておくものとする。被ばくの可能性がある環境下での活動を要請された組織は，上記の基準を参考として，要請した組織と協議して同指標を定めることができるものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>○国及び地方公共団体は，<u>被ばくの可能性がある環境下で活動する</u>防災業務関係者の安全確保のための防災資機材をあらかじめ整備するものとする。</p> <p>○国，地方公共団体及び原子力事業者は，<u>被ばくの可能性がある環境下で活動する</u>防災業務関係者の安全確保のため，相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>○国，地方公共団体及び原子力事業者は，<u>被ばくの可能性がある環境下で活動する</u>防災業務関係者に対し，安全確保に関する必要な研修，教育訓練を行うものとする。</p> <p>（略）</p>

第12編 原子力災害対策編（第2章 災害応急対策）

修正前	修正後
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び活動体制の確立</p> <p>（略）</p> <p>2 警戒事態発生時の連絡等</p> <p>（略）</p> <p>○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は，UPZ内の地方公共団体に対し，連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請するものとし，UPZ外の地方公共団体（PAZ外及びUPZ外区域を管轄する地方公共団体をいう。以下同じ。）に対し，施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先，輸送手段の確保等）</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び活動体制の確立</p> <p>（略）</p> <p>2 警戒事態発生時の連絡等</p> <p>（略）</p> <p>○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は，UPZ内の地方公共団体に対し，連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請するものとし，UPZ外の地方公共団体（PAZ外であり，かつUPZ外である区域を管轄する地方公共団体をいう。以下同じ。）に対し，施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先，輸送手段</p>

修正前	修正後
<p>に協力するよう要請するものとする。その際併せて、気象情報を提供するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>3 施設敷地緊急事態発生時の連絡等</p> <p>(1) 施設敷地緊急事態発生情報等の連絡</p> <p>（略）</p> <p>○原子力規制委員会及び内閣府は、原子力防災管理者から施設敷地緊急事態発生のお知らせを受けた場合、直ちに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故<u>現地合同</u>対策本部を設置するものとし、また、関係省庁事故対策連絡会議を設置するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、PAZ内の地方公共団体に対し、施設敷地緊急事態要避難者<u>の</u>避難や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民<u>の</u>避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）を行うよう要請するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>○原子力規制委員会及び原子力事業者は、施設敷地緊急事態が発生した場合、直ちに官邸〔内閣官房〕、緊急時対応センター（原子力規制庁）、対策拠点施設、原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）、緊急時対策所及び関係指定公共機関、自然災害に対応する政府本部が設置されている場合には当該本部を結ぶテレビ会議システムを通じた各拠点間の連絡体制を確認するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>4 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）</p> <p>（略）</p> <p>○全面緊急事態を受けて設置された原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断したことを直ちに関係省庁及び関係地方公共団体に連絡し、関係省庁は官邸、<u>緊急時に</u>緊急時対応センター（原子力規制庁）、対策拠点施設等予め指定された場所に参集することとなっている職員を参集させるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>5 施設敷地緊急事態発生及び全面緊急事態発生後における情報収集活動</p> <p>（略）</p> <p>(2) 緊急時の<u>公衆</u>の被ばく線量の把握</p> <p>○国〔原子力規制委員会、環境省〕、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕及び地方公共団体は、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、<u>発災後一週間以内を目途に</u>緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばく<u>の把握を、一か月</u></p>	<p>の確保等)に協力するよう要請するものとする。その際併せて、気象情報を提供するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>3 施設敷地緊急事態発生時の連絡等</p> <p>(1) 施設敷地緊急事態発生情報等の連絡</p> <p>（略）</p> <p>○原子力規制委員会及び内閣府は、原子力防災管理者から施設敷地緊急事態発生のお知らせを受けた場合、直ちに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故<u>合同現地</u>対策本部を設置するものとし、また、関係省庁事故対策連絡会議を設置するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、PAZ内の地方公共団体に対し、施設敷地緊急事態要避難者<u>を対象とした</u>避難等の<u>予防的防護措置</u>や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民<u>等を対象とした</u>避難等の<u>予防的</u>防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）を行うよう要請するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>○原子力規制委員会及び原子力事業者は、施設敷地緊急事態が発生した場合、直ちに官邸〔内閣官房〕、<u>内閣府</u>、緊急時対応センター（原子力規制庁）、対策拠点施設、原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）、緊急時対策所及び関係指定公共機関、自然災害に対応する政府本部が設置されている場合には当該本部を結ぶテレビ会議システムを通じた各拠点間の連絡体制を確認するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>4 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）</p> <p>（略）</p> <p>○全面緊急事態を受けて設置された原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断したことを直ちに関係省庁及び関係地方公共団体に連絡し、関係省庁は官邸、<u>内閣府</u>、緊急時対応センター（原子力規制庁）、対策拠点施設等予め指定された場所に参集することとなっている職員を参集させるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>5 施設敷地緊急事態発生及び全面緊急事態発生後における情報収集活動</p> <p>（略）</p> <p>(2) 緊急時の<u>住民等</u>の被ばく線量の把握</p> <p>○国〔原子力規制委員会、環境省〕、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕及び地方公共団体は、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、<u>住民等に対して、緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくを把握するための甲状腺被ばく線量モニタリング</u>、放射性セシウムの経口摂取による内部被ばく<u>を把握するため</u></p>

修正前	修正後
<p><u>以内を目途に</u>放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、<u>速やかに</u>外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。</p>	<p><u>のホールボディカウンタ等による測定、緊急時モニタリングの結果等から</u>外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>11 その他</p>	<p>11 その他</p>
<p>(1) 防災業務関係者の安全確保</p>	<p>(1) 防災業務関係者の安全確保</p>
<p>○防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた<u>緊急時の</u>防災業務関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。</p>	<p>○<u>被ばくの可能性がある環境下で活動する</u>防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた防災業務関係者の放射線防護に係る基準<u>又は指標</u>に基づき行うものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>○国、地方公共団体等は、<u>応急対策活動を行う</u>防災業務関係者の安全確保のための資機材の確保を図るものとする。</p>	<p>○国、地方公共団体等は、<u>被ばくの可能性がある環境下で活動する</u>防災業務関係者の安全確保のための資機材の確保を図るものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>○原子力災害対策本部は、関係行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関等に対して、緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の携行・装着、安定ヨウ素剤の服用等を行うよう指示するものとする。</u></p>
<p>○国、地方公共団体及び原子力事業者は、<u>緊急事態応急対策を行う</u>防災業務関係者の安全確保のため、原子力災害合同対策協議会等の場を活用して相互に密接な情報交換を行うものとする。</p>	<p>○国、地方公共団体及び原子力事業者は、<u>被ばくの可能性がある環境下で活動する</u>防災業務関係者の安全確保のため、原子力災害合同対策協議会等の場を活用して相互に密接な情報交換を行うものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>○被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、当該防災業務関係者の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行うものとする。被ばくの可能性がある環境下での活動を要請した組織は、当該防災業務関係者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援するものとする。</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第2節 避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動</p>	<p>第2節 避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>5 避難又は一時移転の対象となった住民等に対する甲状腺被ばく線量モニタリングの実施</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>○原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、甲状腺被ばく線量モニタリングを実施するよう地方公共団体に指示するものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>○地方公共団体は、国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、住民等がOILに基づき特定された区域等から避難又は一時移転し避難所等に到着した後に、住民等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行うものとする。</u></p>
<p><u>5</u> 広域避難</p>	<p><u>6</u> 広域避難</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><u>6</u> 広域一時滞在</p>	<p><u>7</u> 広域一時滞在</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><u>7</u> 要配慮者への配慮</p>	<p><u>8</u> 要配慮者への配慮</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

修正前	修正後
<p><u>8</u> 飲食物の摂取制限及び出荷制限 （略）</p> <p><u>9</u> 関係者等への的確な情報伝達活動 （略）</p> <p>第3節 原子力被災者の生活支援活動</p> <p>○原子力被災者生活支援チームは、関係省庁、指定公共機関等の協力を得ながら、地方公共団体、原子力事業者、関係団体等との調整を行い、以下の諸課題について総合的かつ迅速に取り組むものとする。なお、関係省庁は、事故対応の進捗の状況に応じて、各々の所掌事務及び法令等に基づき緊急事態応急対策を実施するものとする。</p> <p><u>・避難指示区域等の設定・見直し</u> （略） （移設）</p> <p>（移設） （略）</p> <p><u>・放射性物質に汚染された地域の除染（環境省等）</u> （略）</p> <p><u>・原子力被災者等の健康調査や健康相談等の実施（環境省、原子力規制委員会、厚生労働省）</u> （移設） （略）</p> <p>第11節 自然災害及び原子力災害の複合災害への対応</p> <p>○国は、自然災害及び原子力災害の複合災害が発生した場合、自然災害に対応する<u>緊急災害対策本部</u>及び原子力災害に対応する原子力災害対策本部との情報収集、意思決定、指示・調整を一元化するものとする。</p> <p>○国は、<u>緊急災害対策本部</u>及び原子力災害対策本部（以下「両本部」という。）が総合的かつ効率的な災害対策を実施できるよう、両本部の合同会議を開催するものとする。両本部は、情報共有や連携を円滑に行うため、相互に情報連絡要員を派遣するものとする。併せて、両本部が保有する情報収集システム（総合防災情報システム、統合原子力防災ネットワーク）を相互に利用し、情報共有を行うものとする。また、個別の地域の状況を踏まえ、両現地対策本部の情報共有や連携を円滑に行うため、相互に情報連絡要員の派遣などを行うものとする。</p> <p>○原子力災害対策本部は、地方公共団体において避難等のための輸送に関する調整が困難な場合、<u>緊急災害対策本部</u>に要請し、<u>緊急災害対策本部</u>において、輸送に関する調整を一元的に行うものとする。</p> <p>○<u>緊急災害対策本部</u>は、指定避難所等の被災者に対する通常支援（物資供給、指定避難所の環境整備、健康管理支援等）について、自然災害による避難者、原子力災害による避難者を一体的に取り扱うものとする。原子力災害対策本部は、<u>緊急災害対策</u></p>	<p><u>9</u> 飲食物の摂取制限及び出荷制限 （略）</p> <p><u>10</u> 関係者等への的確な情報伝達活動 （略）</p> <p>第3節 原子力被災者の生活支援活動</p> <p>○原子力被災者生活支援チームは、関係省庁、指定公共機関等の協力を得ながら、地方公共団体、原子力事業者、関係団体等との調整を行い、以下の諸課題について総合的かつ迅速に取り組むものとする。なお、関係省庁は、事故対応の進捗の状況に応じて、各々の所掌事務及び法令等に基づき緊急事態応急対策を実施するものとする。</p> <p>（移設） （略）</p> <p><u>・原子力被災者等の健康調査や健康相談等の実施（環境省、原子力規制委員会、厚生労働省）</u></p> <p><u>・放射性物質に汚染された地域の除染（環境省等）</u> （略） （移設） （略） （移設）</p> <p><u>・避難指示区域等の見直し・再設定</u> （略）</p> <p>第11節 自然災害及び原子力災害の複合災害への対応</p> <p>○国は、自然災害及び原子力災害の複合災害が発生した場合、自然災害に対応する<u>政府本部</u>及び原子力災害に対応する原子力災害対策本部との情報収集、意思決定、指示・調整を一元化するものとする。</p> <p>○国は、<u>政府本部</u>及び原子力災害対策本部（以下「両本部」という。）が総合的かつ効率的な災害対策を実施できるよう、両本部の合同会議を開催するものとする。両本部は、情報共有や連携を円滑に行うため、相互に情報連絡要員を派遣するものとする。併せて、両本部が保有する情報収集システム（総合防災情報システム、統合原子力防災ネットワーク）を相互に利用し、情報共有を行うものとする。また、個別の地域の状況を踏まえ、両現地対策本部の情報共有や連携を円滑に行うため、相互に情報連絡要員の派遣などを行うものとする。</p> <p>○原子力災害対策本部は、地方公共団体において避難等のための輸送に関する調整が困難な場合、<u>政府本部</u>に要請し、<u>政府本部</u>において、輸送に関する調整を一元的に行うものとする。</p> <p>○<u>政府本部</u>は、指定避難所等の被災者に対する通常支援（物資供給、指定避難所の環境整備、健康管理支援等）について、自然災害による避難者、原子力災害による避難者を一体的に取り扱うものとする。原子力災害対策本部は、<u>政府本部</u>と緊密な連携</p>

修正前	修正後
<p><u>本部</u>と緊密な連携をとりつつ、避難又は一時移転者の避難退域時検査及び簡易除染等に係る連絡調整を行うものとする。また、その他放射線に係る健康管理・相談等の原子力災害固有の課題への対応についても原子力災害対策本部で行うものとする。</p> <p>○<u>緊急災害対策本部</u>は、実動組織（警察機関、消防機関、海上保安部署、自衛隊）の災害応急対策に関する資源の配分に係る総合調整を行うものとする。原子力災害対策本部は、実動組織の協力が必要と判断される場合、<u>緊急災害対策本部</u>に要請するものとする。</p> <p>○原子力災害対策本部は、自然災害による被災者の救助を行う実動組織の人員その他の防災業務関係者の放射線防護対策（装備資機材、労働安全等）を立案し、<u>緊急災害対策本部</u>に対して助言・支援を行うものとする。原子力災害対策本部<u>事務局</u>は、当該助言等を実施するため、<u>緊急災害対策本部事務局</u>に職員を併任させるものとする。<u>緊急災害対策本部</u>は、原子力災害対策本部の助言等を踏まえ、防災業務関係者に対し、必要な指示を行うものとする。</p> <p>○自然災害の発生により<u>特定災害対策本部又は非常災害対策本部</u>が設置され、原子力災害の発生により原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部が設置された場合についても、上記に準じて一体的な対応を行うものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>をとりつつ、避難又は一時移転者の避難退域時検査及び簡易除染等に係る連絡調整を行うものとする。また、その他放射線に係る健康管理・相談等の原子力災害固有の課題への対応についても原子力災害対策本部で行うものとする。</p> <p>○<u>政府本部</u>は、実動組織（警察機関、消防機関、海上保安部署、自衛隊）の災害応急対策に関する資源の配分に係る総合調整を行うものとする。原子力災害対策本部は、実動組織の協力が必要と判断される場合、<u>政府本部</u>に要請するものとする。</p> <p>○原子力災害対策本部は、<u>緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の放射線防護対策に準じて</u>、自然災害による被災者の救助を行う実動組織の人員その他の防災業務関係者の放射線防護対策（装備資機材、労働安全等）を立案し、<u>政府本部</u>に対して助言・支援を行うものとする。原子力災害対策本部は、当該助言等を実施するため、<u>政府本部</u>に職員を併任させるものとする。<u>政府本部</u>は、原子力災害対策本部の助言等を踏まえ、防災業務関係者に対し、必要な指示を行うものとする。</p> <p>○自然災害の発生により<u>政府本部</u>が設置され、原子力災害の発生により原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部が設置された場合についても、上記に準じて一体的な対応を行うものとする。</p> <p>（略）</p>

以上